

令和 4 年 9 月 1 日
内閣官房
法務省
外務省
厚生労働省
国土交通省

水際措置の見直しについて

本年 9 月 7 日から、水際対策について以下の措置を講じる。

1. 外国人観光客の入国制限の見直し
旅行代理店等を受入責任者とするパッケージツアーについて、添乗員を伴わないものも認めることとし、対象国・地域も全ての国・地域に拡大する。
2. 入国者総数の引上げ
入国者総数の上限について、現在の 1 日 20,000 人目途を、1 日 50,000 人目途に引き上げることとする。

(以上)